

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol. 142 「収益認識に関する会計基準（案）」等の公表について vol. 6

今回は、「収益認識に関する会計基準（案）」（以下、基準案）において、収益の額を算定する際の「変動対価」に関する取扱いについて、ご説明いたします。

顧客と約束した対価のうち変動する可能性のある部分を「変動対価」といいます（基準案第 47 項）。

売上リベートや仮価格による取引等、取引の対価に変動性のある金額が含まれる場合、その変動部分の額を見積り、「認識した収益の著しい減額が発生しない可能性が非常に高い部分」に限り収益を認識します（基準案第 47 項から第 52 項及び同適用指針案第 23 項から第 26 項参照）。

また、顧客から受け取った対価の一部又は全部を顧客に返金すると見込む場合、受け取った又は受け取る対価の額のうち、企業が権利を得ると見込まない額について、返金負債を認識します。返金負債の額は、各決算日に見直します（基準案第 50 項）。

そのため、返品権付きの販売の場合、予想される返品部分に関しては、変動対価に関する定めに従って、販売時に収益を認識せず（適用指針案第 84 項から第 88 項参照）、返品調整引当金の計上は認められません。

また、従来、リベートを営業費用として処理していた企業では、収益額が減少する可能性があります。

以下では、返品権付きの販売を例に、会計処理をご説明いたします。

（前提条件）

- ・ 甲社は、製品乙を 1 個 100 円で販売する 100 件の契約を複数の顧客と締結し、製品乙に対する支配を顧客に移転したときに、現金 10,000 円を受け取った。

- ・ 甲社の取引慣行では、顧客が未使用の製品を 30 日以内に返品する場合、全額返金に応じることとしている。
- ・ 甲社は、会計基準の定めを 100 件の契約のグループに対して適用した。
- ・ この契約では、顧客が製品乙を返品することが認められているため、甲社が顧客から受け取る対価は変動対価である。
甲社は、権利を得ることとなる変動対価を見積るために、一定の方法により製品乙 97 個が返品されないと見積った（基準案第 48 項参照）。

・ 甲社は、製品乙及びその顧客層からの返品数量の見積りに関する十分な情報を有していると判断し、また、返品数量に関する不確実性は短期間（返品期間の 30 日間）で解消されるため、変動対価の額に関する不確実性が事後的に解消される時点までに、計上された収益の額 9,700 円（100 円×97 個）の著しい減額が発生しない可能性が非常に高いと判断した（基準第 51 項、適用指針案 25 項参照）。

（収益計上の会計処理）

（借）現金預金	10,000 円	（貸）売上高	9,700 円(※)
		返金負債	300 円

※：返品されると見込む製品 3 個については収益を認識せず、9,700 円の収益を認識します。